



人件費カットが目的 — 市は否定せず

## 市は公的責任を果たすべき

予算特別委員会・厚生関係審査 3月8日 村上あつ子議員

### 保育園 民営化

市は、先月発表した『指定管理者制度導入の基本方針』で、市立保育園の民間移管(民営化)を突如打ち出しました。

村上議員は、「これまで行政が直接負ってきた保育の責任を、コスト削減を理由に投げ捨てるのか」と追及。3つの公的責任をあげて市の認識をただしました。

市は、公的責任に対する明確な答弁は避けましたが、保育園の民営化は「国の行政改革の流れの中でおこなうもの」と述べ、人件費カットを目的としていることを否定しませんでした。

また市は、他都市で保育園の民営化をめぐる保護者らが行政を相手取り裁判を起こしている事例をあげ、「条件が整った園

から移管する」として保護者の理解を得ることが条件のひとつと説明しました。

村上議員は、「説明会などを開催すれば理解は得られた」とする形式的なやり方で強引に進めないよう強く求めました。

### 村上議員が示した「公的責任」

- ①福祉は税金でおこなう財政責任
- ②最低基準を決めて管理する管理運営責任
- ③公共機関が直接保育を行う実施責任

## 保育士の知識と経験は「市の財産」

### コストだけで判断するのはまちがいです

### コスト削減を突き詰めると・・・

市は、「同じサービスが提供できるならコストは安い方が良い」との考えで、保育園の民営化や他の施設への指定管理者制度の導入を進める方針ですが、本当に「同じサービス」が維持できるのでしょうか。

そもそも、民営化や指定管理者制度はコスト削減を第一の目的としています。コスト削減の大部分は人件費カットとなり、正規職員から臨時・パート・派遣労働への置き換えが進み、経験豊かなベテランが現場から消えていきます。そういう安上がりの人件費で業務をこなしていくために「業務のマニュアル化」が進みます。

しかし、保育には一人ひとりの子どもたちの状況に対応できる経験と専門性が欠かせません。周りに助言してくれるベテランもいなかでマニュアルを頼りに保育する——コスト削減を突き詰めていけば、こういう保育現場になりかねません。

### 「保育市場」への民間参入広げたい政府・財界

目に見えない保育士の蓄積された経験と専門性こそ、保護者に信頼を与える「かけがえのない市の財産」ではないでしょうか。

児童福祉法は、「保育に欠ける」児童を保育する行政の責任をうたい、厚生省令は施設の最低基準を定めています。行政には、公立、私立問わず、等しく保育を保障する責任があります。

しかし、「保育市場」への民間参入を進めたい政府・財界は、運営主体や施設・定員要件などの規制緩和を進め、さらには保護者と保育園が直接契約できるようにし、保育園が入所の可否を決定することまで検討しています(2004.3.19閣議決定)。

市は、「広島市新児童育成計画(仮称)素案」で2009年の待機児ゼロを目指して「保育園の適正配置」を掲げていますが、一方で「民設民営方式での新設」「既設保育園の定員見直し」を掲げるなど、まさに政府・財界の思惑どおりです。これでは、適正配置は民間次第となり、詰め込み保育も解消されません。

### 公立なくして私立に保育の責任おしつける !?

市は「私立のほうが安い」との理由で民営化する方針ですが、公立と私立の保育園の経費の差は大部分が人件費です。

私立では、限られた人件費のなかで保育士が経験年数を積みにくいことが勤続年数からも見てとれます。相対的にみて、経験豊富なベテランが活躍している公立の方が「高くつく」と考えるのは、保育士の知識と経験という「市の財産」を全く無視した考えです。

正規(常勤)保育士の平均勤続年数  
**公立18.5年 私立4.8年**  
(2004年4月1日現在)

公立保育園をなくす一方で、私立への補助を年々削り、しかも保育の責任を私立に押し付ける——このまま進めば「保育の質」は維持されるどころか破壊されてしまうだけです。

### 保育予算を増やすことこそ市民の利益となります

市は、「広島市行政改革計画」(2004年度～2007年度)で、「市民にとってより満足度の高いサービス」を提供するために、「常に高い感度を保ちながら市民の声に耳を傾け、市民の願いを的確にかなえる職員の育成」という『人の改革』を掲げています。

市が自ら掲げたこの『人の改革』を成し遂げるには、コスト削減一辺倒ではなく、職員の専門性を高める長期的な人材育成が不可欠であり、臨時・パートといった不安定雇用では成し得ません。

公立・私立問わず保育士が安心して働き、その経験と専門性を活かして保育するからこそ、保護者は安心して子どもを預けることができる——これこそが市民の利益といえるのではないのでしょうか。

そのためにも保育予算を増やすことが何よりも求められています。



## 介護保険料 4月からの引き上げ

# 被爆者に配慮しなかった国・市の怠慢のツケを 被爆者と市民に押し付けないで



**市「02年度から国に特別措置を要望」  
本会議・皆川議員の総括質問(2月23日)**

総括質問で皆川議員は、「今回の介護保険料引き上げの背景には、利用増に伴って保険料も上がる制度上の問題とともに、被爆者がいるという広島市の特性に配慮してこなかった国と市の怠慢に責任がある」と指摘。市は、「被爆者対策は、本来、国が対応すべきもの」と述べ、02年度



**国は「02年度は保険料改定作業の中で判明していた」と認めました。**

**03年度  
国の措置あれば引き上げ必要なかった**

予算特別委員会・厚生関係の審査で中森議員は、今回の介護保険料引き上げをめぐり、被爆者に配慮してこなかった国と市の責任をあらためて追及。被爆者に対して措置すべき金額を質問しました。

**【市答弁】**仮に被爆者がいないとした場合、給付額は03年度で約48億円下がると見込まれる。

中森議員は、約48億円の給付のうち、市負担分(12・5%)と65歳以上の保険料分(18%)、合わせて30・5%分(約15億円)を国が被爆者対策として措置していれば、03年度はむしろ3億円の黒字だったと指摘しました。

さらに、本会議での皆川議員の総括質問に対して、市が02年度から国に要望してきたと答弁していることにふれ、「この時点で、すでにこのことに気付いていたはず

から国に特別な財政措置を要望してきたと答弁しました。  
また、本来の06年度見直しまで慎重に検討すべきとの質問に対し、市は、保険料を据え置けば06年度の大幅引き上げは避けられないとし、この4月の引き上げを強行する考えをあらためて示しました。

と追及。市は、「02年度の保険料改定作業の中で判明していた」と認めました。

**国が財政措置するまでは  
市の一般会計繰り入れで措置を**

中森議員は、「国と市の責任を、保険料の大幅引き上げという形で被爆者・市民に押し付けることは許されないと強調し、「今回の引き上げは撤回し、援護法の精神に基づいて国に財政措置を強く求めるべき。国が動くまでは市が一般会計から繰り入れを」と迫りましたが、市は、「制度上、給付に対する市負担分(12・5%)を超えた一般会計からの繰り入れはできない」と従来の答弁を繰り返しました。

中森議員は、「全国には一般会計を使って市民負担を軽くする努力をしている自治体がある」と述べ、あらためて保険料の引き上げ撤回を求めました。

被爆者に特別措置があった場合の給付額(対計画差)

	01年度	02年度	03年度
対計画差 実績	約10億円 超過	約21億円 超過	約45億円 超過
被爆者による給付の増加額 ※	約31億円	約35億円	約48億円
特別措置があった場合の対計画差	約21億円 下回る	約14億円 下回る	約3億円 下回る

※01年度、02年度は党市議団の試算、03年度は市当局の試算。

## 国民健康保険 減免制度改悪は中止を!!

### 低所得世帯の生活をさらに 追い詰めないで

市が、国民健康保険料の申請減免制度の対象を前年より所得が3割減少した世帯に狭め、これまで減免を受けて生活してきた1,400~1,500世帯を対象から外そうとしている問題について、皆川議員が総括質問で、中森議員が予算特別委員会・厚生関係の審査でとりあげました。

#### 申請減免からも法定2割軽減からも外れる世帯が

皆川議員は、減免制度改悪によって減免対象から外れ、さらに新設される法定2割軽減からも外れる世帯に対する救済措置について質問。市は、保険料の急激な増加で生活が著しく困難だと認められる世帯には、1年間の緩和措置を講じたいと答えました。

#### 減免受けてきた多くの世帯が3倍~10倍の保険料に

予算特別委員会で中森議員は、本会議での社会局長の答弁にふれ、「低所得世帯の保険料が引き下げられると言うが、それは生活保護水準の4割以下の極めて低所得の場合であり、これまで減免を受けてきた多くの世帯が3倍から10倍の保険料になってしまう」と指摘しました。

また、中森議員は、新たに設けられる法定2割軽減が適用されるのは生活保護水準の8割より低い世帯であり、適用されたとしても

今の減免された保険料の2.5倍になることを告発。さらに、実際には生活保護基準以下の所得であっても所得割の負担がのしかかる場合があることを示し、「そういう世帯を支援してきたのが市独自の申請減免制度。国民に最低生活の水準を保障した憲法の問題から、制度改悪はやめてもらいたい」と強く求めました。

#### 収入増えない限り、生活困難は一年後も変わらない

中森議員は、1年間激変緩和措置を図るとしていることについて、「減免制度を利用せざるを得ない低所得世帯の暮らしが、1年間で大きく改善されることはない。保険料が大幅に増えれば生活困難になるのは1年後も変わらない」と指摘。制度を改悪せず現状どおりでいくか、制度の中に生活困窮者を対象とする項目を設けるようにすべきと求めました。